

# 公益法人制度における法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の取扱いについて

平成20年12月1日より、従来の社団法人・財団法人及び中間法人は廃止され、登記だけで設立できる一般社団法人・一般財団法人と、公益性が認定された公益社団法人・公益財団法人が創設されました。

法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の取扱いは、以下のとおりです。

## ◆法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）の課税について（地方税法第72条の5、第294条（第24条））

| 区分               |             | 法人事業税及び特別法人事業税（地方法人特別税）             | 法人都民税                              |  |
|------------------|-------------|-------------------------------------|------------------------------------|--|
|                  |             |                                     | 法人税割                               | 均等割  |
| 公益社団法人<br>公益財団法人 |             | 収益事業により生じた所得に課税<br>・公益目的事業は収益事業から除外 | 収益事業に係る法人税額に課税<br>・公益目的事業は収益事業から除外 | 最低税率<br>（都 2万円 市町村 5万円）<br>・博物館の設置・学術研究を目的とする法人が、収益事業を行わない場合は非課税 |
| 一般社団法人<br>一般財団法人 | 非営利型法人      | 収益事業により生じた所得に課税                     | 収益事業に係る法人税額に課税                     | 最低税率   |
|                  | 非営利型法人以外の法人 | 全所得に課税                              | 全所得に係る法人税額に課税                      | 最低税率   |

## ◆東京都における均等割の免除について（都税条例第117条の2、第206条）

均等割の免除対象は、**収益事業を行わない公益社団法人・公益財団法人**に限ります。毎年4月30日までに、以下の書類を所管の都税事務所に提出してください。

- ・提出書類
  - ①法人都民税均等割申告書（第11号様式）
  - ②法人都民税均等割免除申請書

**※ご注意ください！**

**一般社団法人・一般財団法人は、非営利型法人であっても免除の対象となりません。**

## ◆届出について（都税条例第26条、第114条の2、第202条の2）

新しい公益法人制度の開始に伴い、法人の名称や法人の区分が変更となった場合は、所管の都税事務所に「異動届出書」を提出してください。（添付書類：登記事項全部証明書、税務署に提出した届出書の写し等）

### ※旧有限責任中間法人の注意事項

- ・名称の変更の届出は、法務局での登記終了後、登記事項全部証明書を添付して提出してください。
- ・法人の区分の変更の届出は、一般社団法人の「非営利型法人」に該当することとなった場合のみ、税務署に提出した届出書の写しを添付して提出してください。

\*異動届出書は、主税局ホームページよりダウンロードしてください。

### ○関連ホームページ

- \*国・都道府県公式 公益法人行政総合情報サイト 公益法人 information
- \*国税局ホームページ 新たな公益法人関係税制の手引

### ○法人事業税・都民税及び特別法人事業税（地方法人特別税）のご申告についてのお問い合わせ先

- \*所管都税事務所の法人事業税班
- \*主税局 課税部法人課税指導課 法人事業税班（TEL 03-5388-2963）